

## 相次ぐ米軍機からの部品落下事故に対する意見書

平成30年2月27日午前、米軍嘉手納基地所属のF-15戦闘機が飛行中にアンテナ（重さ約1.4kg）を落下させていたことが3月6日に分かった。

日米両政府は、1997年3月の日米合同委員会にて速やかな通報義務を明記した通報基準をまとめているが、今回の部品落下事故における米軍から日本側への通報は6日後、それから防衛省も本町を含む関係自治体への連絡は更に2日後で、事故発生から8日後となっており、通報義務違反である。

また、去る2月9日にも、MV-22オスプレイが訓練中に右側エンジンの空気取り入れ口の部品（重さ約13kg）を落下させ、うるま市伊計島に漂着したが米軍は通報を行っていなかった。

相次ぐ部品落下事故は、県民の命を軽視している米軍の姿勢および組織の劣化の表れである。日米両国間で交わされた規則等が軽んじられ、形骸化させた米軍の責任は重大であり、日頃から騒音の激化に苦しめられている中、機体の一部を落下させる事故等が頻発し、町民及び県民の受忍限度は限界に来ている。

県外においても米軍三沢基地所属のF-16戦闘機が補助燃料タンク2個を小川原湖（青森県東北町）に投棄した問題で、安全性が確認できない事から全面禁漁とし、漁民の生活への影響は甚大である。

米軍は訓練をする資格がないばかりか、住民の命にかかわる大惨事に繋がりがねず、全国どこでも起こりうるこのひっ迫した状況に日米両政府の真摯な対応が求められるが、飛行停止のみならず、いずれの事故においても間もなく飛行を再開し、県民の命を顧みない無神経さに強い憤りを禁じ得ない。

我々のこれまでの抗議・要請を一顧だにしない日米両政府の沖縄に対する基地政策は、不安や懸念を一段と深刻化させ決して容認できない。

よって、北谷町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から、米軍及び関係当局に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 すべての米軍機の飛行訓練を即時禁止させること。
- 2 日米両政府は時刻、曜日、日付に関わらず、事件・事故通報を迅速に行わせること。
- 3 北谷町及び米軍基地所在自治体を含む沖縄県・日本政府・米国政府の三者による特別対策協議会を設置し、事件・事故の再発防止と具体的な解決策を早期作成・公表・実施させること。
- 4 在沖米海兵隊の即時撤退を行わせ、すべての在沖米軍基地を整理縮小・撤去させること。
- 5 米軍普天間基地を即時閉鎖・撤去させること。
- 6 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月26日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長